



平成26年3月28日
内閣府（防災担当）

「平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」等について

東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令及び東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令について、3月25日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

○ 政令の概要

（1）平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきました。

平成25年においても災害が継続していることから、災害期間を更に1年間延長します。

（2）東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（法第12条）について、被災中小企業等による復旧・復興のための資金需要が引き続き十分に見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成27年3月31日までとするよう政令を改正します。

参考：適用措置の概要

<東京都三宅村の火山災害に適用している措置>

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
道路、河川等の公共土木施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げを行います。（過去5か年の平均69% → 84%）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げを行います。（過去5か年の平均84% → 93%）

- ③ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災害復旧について、国が事業費の1/2を補助します。
- ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
小規模な災害復旧に充てる地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

<東日本大震災に適用している措置（今回期間延長する措置）>

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等を行います。

○ スケジュール

3月25日（火）閣議決定

3月28日（金）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 立岩、濱道、伊藤

代表：03-5253-2111（内線51345）

直通：03-3501-5696

政令第八十九号

平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十四年」を「平成二十五年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

政令第九十号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。